

みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の自主的な防犯活動の促進を図るため防犯カメラ等を住宅等に設置する工事に要する費用に対し、予算の範囲内において、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、みなかみ町補助金等規則（平成17年みなかみ町規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ等 常設する防犯カメラ、画像撮影装置又は撮影した画像及び音声データの表示装置、記録装置その他関連構成機器をいう。
- (2) 住宅等 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が所有し、かつ、居住している住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあっては、住宅用に供されている場所に設置されたものに限る。）及び附属建物（車庫、物置その他住宅に附属した建物をいう。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) みなかみ町に住民登録をしている者であること。
- (2) 補助対象者を含む世帯全員が申請時において、町税等（町税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金及び町営住宅家賃をいう。）を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅等に防犯カメラ等を設置する工事に要する費用とする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

2 補助金の交付回数は、同一住宅等につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯カメラ等の設置をする工事の着手前に、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に補助対象経費に係る見積書の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(決定通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金交付の可否を決定し、交付すべき場合にあってはみなかみ町防犯カメラ等設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない場合にあってはみなかみ町防犯カメラ等設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

（交付申請の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金補助事業変更申請書（様式第4号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定後に防犯カメラ等を設置する工事を中止するときは、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金補助事業中止届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、防犯カメラ等を設置する工事が完了したときは、当該工事が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ等を設置する工事に要する費用に係る領収書の写し

(2) 防犯カメラ等を設置する工事の着手前及び当該工事の完了後の防犯カメラ等が設置された箇所の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（確定通知）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知を受けたときは、みなかみ町防犯カメラ等設置費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものと

する。

(補助金交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者が第10条に規定する中止届出書を提出したとき。
- (4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。